

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

平成26年9月29日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局東京外かく環状国道事務所長 木村 周二

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

- 一 H26単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その9）
- 二 H26単価契約東京外環不動産鑑定評価業務（その10・その11）

#### (2) 業務内容

東京外かく環状国道事務所が用地買収等のために必要となる（4）に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務。

本業務の履行に当たっては、「不動産鑑定評価基準」、「土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価業務仕様書」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。

#### (3) 履行期限 平成27年3月31日

#### (4) 評価対象地域

1. (1) 各号に掲げる各業務で依頼する評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。

- 一 三鷹市内（主に住宅地域及び商業地域）
- 二 世田谷区内（主に住宅地域）

### 2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

いこと。

- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (6) 不動産鑑定評価書を作成する不動産鑑定士は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第40条に規定する懲戒処分の期間中でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第41条の規定に該当する期間中でないこと。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- (9) 不動産鑑定評価業務について、平成16年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- (10) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書（平成20年4月17日付）  
I. 《改革の方針について》（3）1. ③に掲げる法人でないこと。

### 3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績  
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針  
評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等

### 4. 手続等

#### (1) 担当部局

〒158-8580 東京都世田谷区用賀4-5-16TEビル7階  
国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 経理課  
電 話：03-3707-3000  
F A X：03-3707-3648  
電子メール：ringroad@ktr.mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。

- ①郵送の場合：上記（１）に申し出ること。
- ②窓口での交付：平成26年9月29日から平成26年10月9日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
- （３）企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限：平成26年10月9日（木） 18時00分  
提出場所：上記（１）に同じ。  
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。
- （４）企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

## 5. その他

- （１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口 4.（１）に同じ。
- （３）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- （４）企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- （５）企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。
- （６）企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- （７）特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- （８）提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- （９）その他の詳細は説明書による。